

食品添加物の不使用表示に関するガイドラインのとりまとめに当たって

令和 3 年 12 月 9 日
一般財団法人
食品産業センター
武石 徹

食品添加物の不使用表示に関するガイドラインについては、消費者の誤認を招かないようにするとの視点は最優先の課題であり、ガイドラインにより一定の整理が必要と考え、検討会で意見表明を行って来ました。

類型化の議論が進み、ガイドライン骨子が取りまとめられる段階となり、改めて、次の点について確認したいと考えますので、その点を明確にした上で、取りまとめて頂くようお願いいたします。

1 ガイドラインの全体構成について

第 6 回資料 1 の 5 頁のガイドラインの構成イメージ（案）の 3 の具体的な表示類型の列挙に入る前に、菅委員が提案されたように総論的な整理が必要と考えます。

その際、現在整理されていることに加え、①現行の Q&A 加工 282 のように、具体例を明示しつつ、具体的に第 9 条のどの号に抵触するのか、明確に紐づけて分かりやすく整理したガイドラインとするということ、（仮に紐づけ出来ないとするとその理由）②今回、ガイドラインの類型から外れるものについては、規制の対象外であること、を明記して頂きたいと考えます。

2 現在の Q&A との関係の点検・整理が必要

現在、取りまとめの議論を行っているガイドラインは 10 の類型に分類されていますが、食品事業者は現行の無添加に関連する Q&A 加工-90 や加工-232、加工-282 に従って表示を行っています。このため、現行の Q&A 加工-90 や加工-232、加工-282 と類型 1、類型 3、類型 8、類型 9 等との関係を点検、整理し、具体的に現在の Q&A の規定している内容を見直す必要があるのか否かを確認することが必要ではないでしょうか。

3 第 9 条第 1 号が規制する内容との整合性について

当方としては、一貫して、無添加・不使用表示が消費者の誤認を招かないように情報提供すべきとのことについては、同意してきているところです。

このため、誤認の恐れのある項目について、どのような手法で情報提供するかを誤認の程度によって十分に整理するとの姿勢で議論に参加してきました。

一方、ガイドラインによる規制は、事業者の自主的な取組ではなく、取締りのメルクマールとなることから、過度の規制にならないよう誤認の内容により、慎重に議論されるべきと考えます。

現在の第9条各号は、例えば、1号については、著しく優良又は有利であると誤認させる用語、2号は第3条、4条の表示事項と矛盾する用語、第13号は内容を誤認させるような文字、絵等を禁止するといった構成になっており、基本的にはこの3号のいずれかについてのメルクマールと整理されると考えます。

この際、類型2、3、4、5、6、7、8など多くの種類の説明となる(2)の「本種類のうち、表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられるもの」において、「実際のものより（類型4、5は食品添加物を使用している商品より）優良又は有利であると誤認させるおそれがある。」との説明を行っています。

特に、類型2、3、4、6、8は「優良又は有利誤認」のみを理由として誤認の説明をしています。

これは、第9条第1号で規制されている「著しく優良又は有利と誤認させる」との規定と比べると「著しく」との条件を付しておらず、1号のメルクマールとしての整合性に欠けると考えます。

そもそも、今回のガイドラインは表示禁止事項のメルクマールであり、規制の判断に直接繋がるものです。第9条第1号は全ての表示事項に共通して適用されるものであり、添加物不使用表示のみに、「著しい」との条件を付さないで規制することはバランスを欠くと考えますが、そのような運用は可能なのか、整理が必要と考えます。

4 第9条第13号を他の号の規制と組み合わせて適用する考え方等を整理すべき

同様に、第9条第13号については類型1、5、7、9、10など多くの(2)の詳細説明で引用されており、このうち、単独の理由として引用されているのは、類型1、9となっており、類型5、7、10については、他の号と組み合わせて適用する説明になっています。

第9条第13号については、本検討会において条文で規制しているのが、「文字」であり、12号までの「用語」と違うとの当方の質問に、事務局からは、13号の「文字」との言葉は、用語も含めた幅広い概念であり、13号違反で取締った事例もあるとの説明がありました。

表示禁止事項に該当するおそれの理由として、単独で引用されている、1、9については、そもそも1については誤認の程度が13号に直ちに違反するの
か、9については、加工助剤やキャリーオーバーについて添加物表示を省略できる
ルールがある一方で、原材料に使用されている添加物について、不使用表示の根拠とするため、どこまで遡及する必要があるのかといった点を分かり

やすく整理する必要があると考えます。

一方、13号を他の号と組み合わせ、文字の大きさや色、使用頻度等を規制すると整理されている類型 5、7、10 のように複数の条項で規制することが、一般的に可能なのか、考え方を整理すべきではないかと考えます。

特に、類型 10 のように単独では類型とせず、他の類型と組み合わせで適用するものについては、仮にガイドラインの項目とする場合、文字の大きさや色、使用頻度等について基準がないと事業者は判断できないと考えます。

5 議論が分かれている類型については両論併記のような記載を工夫できないか

類型 4、5、7、10 のように賛否両論あるものは、類型とならないこともあり得るべしとして、両論併記する整理があっても良いのではないのでしょうか。

6 公正競争規約等自主基準でルールが明確化されているものについての扱い

当センターから、紹介させて頂いたワインや梅酒についての自主規約、検討会で報告のあった味噌業界の公正競争規約のように、業界内で、製造方法とも絡めて表示のルールをオープンにしている業界があります。

こうした業界については、今回のガイドラインの策定・公表を踏まえ、ルールを再検討することも想定されるため、経過期間措置を他の無添加表示を行っているものよりも長く取る必要があると考えます。

以上